

1. 付加価値税

❖ 支店に対する付加価値税の申告

2020年10月8日付、ハノイ市税務総局発行のオフィシャルレター・第89564/CT-TTHT号によると、支店に対しての付加価値税の申告の案内については以下ようになります。

納税者は本社を置く地方と異なる省レベルでの地方で事業の直属ユニットがある場合、直属ユニットはユニットを直接管理している税務機関に付加価値税の申告書類を提出することとなります。直属ユニットが商品を直接に販売しない、売上が発生しない場合、本社に税務を集中し申告することになります。

2. 法人税

❖ 新型コロナウイルス感染症(Covid)の影響による給与及び他の費用の支給

2020年10月9日付、ハノイ市税務局発行のオフィシャルレター・第89924/CT-TTHT号によると、新型コロナウイルス感染症の影響による給与及びその他の費用の支給については以下ようになります。

会社はCovid-19の影響で社会隔離期間、仕事があるのを待つ期間に休む労働者に給与、報酬、給与及び報酬の性質がある費用及び福祉性がある費用を直接に支給する場合、財務省の通達・第96/2015/TT-BTC号の第4条を満たす費用は法人税の課税所得を確定する際に損金算入することができます。

現在、政府は議決・第84/NQ-CP号の第1点第a節第II項目に規定するいくつかの内容を展開する為、財務省と各関連省庁へ引き継いでおり、その中にはCovid-19疫病拡大の防止活動への寄付、支援費用に対して法人税を計算する際の損金算入の確定に関連する内容があります。

3. 輸出入税

❖ 再輸入する必要がある輸出品

2020年10月7日付、輸出入税局発行のオフィシャルレター・第10897/TXNK-CST号によると、再輸入する必要がある輸出品については、以下ようになります。

未使用、未加工、未処理の条件を満たす商品の場合、輸出税を納税したが、再輸入する必要がある輸出品は輸出税が還付され、輸入税を納税する必要がありません。税務還付に関する書類・手続きは政令・第134/2016/NĐ-CP号の第33条に従って実行します。

修理の為に再輸入されてから輸出される商品は輸出時に規定により申告し、輸出税（あれば）を納税する必要があります。

品類コードについて、企業は修理（リサイクル）の為に返品された輸出品を再輸入してから、外国顧客にその商品を再輸出する場合、再輸入時は品類コード「A31」の利用、再輸出時は品類コード「B13」の利用になります。

4. 外国契約者税

❖ 保税倉庫での所有権の譲渡活動に対する外国契約者税

2020年9月22日付、ハノイ市税務総局発行のオフィシャルレター・第85109/CT-TTHT号によると、保税倉庫での所有権の譲渡活動に対する外国契約者税については以下ようになります。

通達・第219/2013/TT-BTC号の第4条第20項の規定に従って、法律の規定に正しく従いベトナム領土を通過して通過した商品は付加価値税の課税対象になりません。

外国の個人、組織が、商品の国際輸送活動、通過、積み替え、保管の支援の為、商品倉庫として保税倉庫、内部CY（ICD）を利用する場合、ベトナムでの所得の発生、もしくはベトナムで事業をする外国の個人・組織に対して適用され

る税務義務の実施案内についての通達・第 103/2014/TT-BTC 号の適用対象外に属します。通達・第 103/2014/TT-BTC 号の第 2 条第 5 項に従って、規定によりベトナム領土を通過する形式での商品の所有権の譲渡からの所得が発生する個人、組織（外国契約者）は外国契約者に対しての付加価値税及び法人税の課税対象になりません。

5. インボイス

❖ 領収書・証憑についての政令・第 123/2020/NĐ-CP 号は 2022 年 7 月 1 日以降有効

2020 年 10 月 19 日付、領収書・証憑についての政府発行の政令・第 123/2020/NĐ-CP 号によると、その中には 2020 年 11 月 1 日以降電子領収書の利用を強制しないことを明確に規定しています。詳細は以下のようになります。

本政令が発行される日（2020 年 10 月 19 日）より前に企業、経済組織は注文した領収書、自己印刷した領収書、税務機関のコードがない電子領収書もしくは税務機関のコードがある電子領収書の適用を登録し、税務機関の領収書を購入した場合、2022 年 6 月 30 日まで利用している領収書を使い続けることができます。

政令・第 123/2020/NĐ-CP 号は電子領収書及び紙領収書である 2 つの形式を含める領収書についても規定します。

- 電子領収書：付加価値領収書、販売領収書、公の資産の販売領収書、国家貯蔵品の販売領収、その他の領収書類が含まれます。
- 税務機関が注文し、事業体、新たに設立されたばかりの企業が印刷、発行した紙領収書

❖ 税務、領収書についての行政違反を処罰する政令・第 125/2020/NĐ-CP 号は 2020 年 12 月 5 日以降有効

2020 年 12 月 5 日以降、政令・第 125/2020/NĐ-CP 号が税務、領収書についての行政違反の処罰を規定する現行の文書と交代になります。政令・第 125/2020/NĐ-CP 号の新しく主要ないくつかの条項は以下の通りです。

A. 脱税した納税者の隠匿、黙認の行為に対する罰金の増加

- 本政令の第 18 条に従って、納税者の銀行口座からお金を振り込まない行為を除き、脱税し、税務行政強制決定を実行しない納税者の隠匿、黙認の行為に対しては 6,000,000 ～16,000,000 ドンの罰金が科されます。
- この罰金額は組織に適用される罰金です。個人に対する罰金額は組織の罰金額の半分になります。

B. 初回の脱税から脱税した税額の 3 倍の罰金が科される可能性

- 本条の第 1 項に規定する行為の 1 つを実行し、3 つ以上の悪化する状況にある納税者に対しては税金の 3 倍の罰金が科されます。

C. 期限を過ぎた領収書の取り消し、消費に対して罰則形式を有する

- 領収書の取り消し、消費の行為に対しては規定により酌量すべき事情があり、領収書の取り消し、消費をしなければならない期日から 1~5 営業日を過ぎた場合、警告ペナルティが適用されます。
- 領収書の取り消し、消費の行為に対しては規定により領収書の取り消し、消費をしなければならない期日から 1~10 営業日を過ぎた場合、2,000,000～4,000,000 ドンの罰金が科されます。
- 領収書の取り消し、消費の行為に対しては規定により領収書の取り消し、消費をしなければならない期日から 11 営業日以上を過ぎた場合、4,000,000～8,000,000 ドンの罰金が科されます。

お問い合わせ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第 1 区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45 号

Citilight Tower、7 階、704 室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。
あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。